



121号

平成23年5月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総 北海



歴史的建造物として保存の決まった赤レンガの東京駅

主要目次

平成23年度 税制改正(案)の概要……………2～3

国の一般会計予算等の概要……………4～5

消費税の見直しを含む
税制抜本改革の検討方向……………6

東日本大震災に伴う税制上の措置……………7

第11回モデル会の活動方針等……………8～13

「税の標語」の応募状況・「税の標語」募集……………14

広報だより(福岡)……………15

全間連の動き/
全間連通常総会(函館大会)のご案内……………16

消費税 活かすみんなの 間税会

税制改正(案)の概要

平成23年度の税制改正におきましては、所得・消費・資産等にわたる抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として進めるという枠組みの下で、特に、現在の厳しい経済状況や雇用情勢に対応して、経済活性化や税の再分配機能の回復、地球温暖化対策などの課題に優先的に取り組むとともに、納税者・生活者の視点などに立った改革に取り組み、全体として、税制抜本改革の一環をなす、緊要性の高い改革を行うこととされています。

具体的には、法人実効税率や中小法人の軽減税率の引き下げ、雇用促進税制・環境関連投資促進税制の創設、所得税の各種控除の見直し、相続税・贈与税の見直し、地球温暖化対策のための税の導入、市民公益税制の拡充、納税環境の整備などの措置を講じることとされています。

なお、本年4月21日現在、これらの改正を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」は国会で審議中であり成立していませんので、この法律案を基にして説明していますが、3月11日に発生しました東日本大震災に伴う必要な措置等を講じるため、この法律案の内容の見直しが行われる可能性があります。

一 納税環境整備

1 納税者権利憲章の策定

「憲章」は、納税者の立場に立って、複雑な税務手続を平易な表現で分かり易くお知らせするという基本的考え方に沿って策定されます。

2 国税通則法の見直し

法律名を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る観点からの見直しを行うとともに、各種税務手続の明確化等に関する規定が集約されます。

3 税務調査手続の見直し

税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うことが法律上明確化されます。

4 更正の請求の見直し

納税者が申告税額の減額等を求めることができる「更正の請求」の期間（現行：1年）が、5年に延長されます。

また、これに併せて、課税庁による増額更正の期間（現行：原則3年）を5年に延長することとされ、これにより課税庁による税額の増額・減額の期間が5年で一致することになります。

5 年金所得者の申告負担の軽減

年金収入が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得が20万円以下の人について、確定申告を不要とする制度（申告不要制度）が創設されます。

6 租税罰則の見直し

故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」及び消費税の不正還付の未遂を処罰する規定が創設されます。

二 個人所得課税

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、格差是正、所得再配分機能の回復の観点から、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限（245万円）を設定するなどの見直しが行われます。

2 特定支出控除の見直し

特定支出控除について、給与所得者の実額控除の機会を拡大する観点から、適用範囲の拡大等が行われます。

3 退職所得課税の見直し

勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、2分の1課税が廃止されます。

4 成年扶養控除の見直し

成年扶養控除について、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除が縮減されます。

5 上場株式等の譲渡益及び配当課税についての見直し

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率について、景気回復に万全を期すため、これを2年延長し、平成26年1月から20%の本則税率とされます。

三 資産課税

1 相続税

(1) 基礎控除の見直し

相続税の基礎控除について、次の見直しが行われます。

【現行】 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数

【改正】 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

(2) 税率構造の見直し

相続税の税率構造が、現行の6段階（10・15・20

- ・30・40・50%）から8段階（10・15・20・30・40・45・50・55%）に改正されます。

(3) 死亡保険金に係る非課税措置の見直し

死亡保険金に係る相続税の非課税措置について、次の見直しが行われます。

【現行】 500万円×法定相続人数

【改正】 500万円×（ ）内のいずれかに該当する法定相続人数（①未成年者、②障害者、③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者）

(4) 未成年者控除・障害者控除の見直し

相続税の未成年者及び障害者に係る税額控除額の引上げが行われます。

2 贈与税

(1) 税率構造の見直し

贈与税の税率構造が、現行の6段階（10・15・20・30・40・50%）から8段階（10・15・20・30・40・45・50・55%）に改正されるとともに、直系卑属（20歳以上）への贈与に対する税率が緩和されます。

(2) 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度について、受贈者に孫を加えるとともに、贈与者を60歳以上（現行65歳以上）とする改正が行われます。

四 法人課税

1 法人税率の引下げ

我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善等を図り、国内の設備投資拡大や雇用創出を促進するため、国税と地方税を合わせた法人実効税率が5%引き下げられます（40.69%⇒35.64%）。このため、法人税率が30%から25.5%へ4.5%引き下げられます。

また、中小法人に対する軽減税率が、18%から15%へ3%引き下げられます。

2 減価償却資産の償却率の見直し

定率法の償却率について、定額法の償却率（1/耐用年数）を2.0倍（現行：2.5倍）した数とされます。

3 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の控除限度額を所得金額の8割とし、繰越期間が9年（現行：7年）に延長されます。

4 雇用促進税制の創設

一定の条件を満たす青色申告法人に対して、その期中に増加した雇用保険の一般被保険者1人当たり20万円の税額控除ができる雇用促進税制が創設されます。

5 環境関連投資促進税制の創設

エネルギー起源CO₂排出削減等に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得し、1年以内に事業の用に供した場合、3年間、30%の特別償却（中小企業については、7%の税額控除と選択性）ができる環境関連投資促進税制が創設されます。

五 消費課税

1 消費税の免税事業者要件の見直し

消費税の課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、その翌期から課税事業者となるよう免税事業者の要件が見直されます。ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできるようにされます。

2 消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」の見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の全額を仕入税額控除できる制度については、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定することとされます。

3 地球温暖化対策のための税の導入

石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率が上乘せされます。

	現行税率	上乘税率
原油・石油製品（1kl当たり）	2,040	760円
ガス状炭化水素（1t当たり）	1,080	780
石炭（1t当たり）	700	670

（注）平成23年10月1日から実施されますが、税率は段階的に引き上げられます。

六 市民公益税制

1 所得税の税額控除制度の導入

認定NPO法人への寄附について、所得税において新たに税額控除制度が導入されます。一定の公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人への寄附についても同様の税額控除が導入されます。

2 認定NPO法人制度の見直し

認定NPO法人制度について、PST（パブリック・サポート・テスト）要件に寄附者の絶対数で判定する方式を導入するなど、認定要件の緩和が行われます。

七 国際課税

外国税額控除制度の適正化、移転価格税制の見直し、非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度の拡充が行われます。

八 租税特別措置の見直し

国の政策税制措置（231項目）のうち109項目が見直しの対象となり、そのうち50項目が廃止又は縮減されます（廃止8、縮減42）。

国の一般会計予算等の概要

平成23年度の国の一般会計予算は、平成23年3月29日に成立し、執行に移されていますが、その概要は次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算

平成23年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位：億円)

区 分	前年度予算額(当初) (A)	平成23年度概算額 (B)	比較増△減額 (B - A)	伸率
歳 入				%
1 租 税 及 び 印 紙 収 入	373,960	409,270	35,310	9.4
2 そ の 他 収 入	106,002	71,866	△34,136	△32.2
3 公 債 金	443,030	442,980	△50	△0.0
合 計	922,992	924,116	1,124	0.1
歳 出				
1 国 債 費	206,491	215,491	9,000	4.4
2 基礎的財政収支対象経費 (うち地方交付税交付金等) 計	709,319 (174,777) 915,810	708,625 (167,845) 924,116	△694 (△6,932) 8,306	△0.1 (△4.0) 0.9
3 平成20年度決算不足補てん繰戻	7,182	—	△7,182	—
合 計	922,992	924,116	1,124	0.1

2 租税及び印紙収入予算額（一般会計・特別会計の合計額）

平成23年度の国の租税及び印紙収入の予算額（一般会計・特別会計の合計額）は、43兆2,309億円となっています。

これを主な税目でみますと次のようになっています。消費税の収入（国の消費税4%分の収入）は10兆1,990億円で、これは所得税に次ぎ、法人税を上回る税収をもたらす基幹税となっています。

税 目	予 算 額	構 成 比	税 目	予 算 額	構 成 比
直 接 税	億円	%	間 接 税 等	億円	%
所 得 税	134,900	31.2	消 費 税	101,990	23.6
法 人 税	77,920	18.0	酒 税	13,480	3.1
地 方 法 人 特 別 税	15,657	3.6	た ば こ 税	8,160	1.9
相 続 税	14,230	3.3	た ば こ 特 別 税	1,262	0.3
直接税計	242,707	56.1	揮 発 油 税	26,340	6.1
			地 方 揮 発 油 税	2,818	0.7
			石 油 ガ ス 税	240	0.1
			航 空 機 燃 料 税	591	0.1
			石 油 石 炭 税	5,120	1.2
			電 源 開 発 促 進 税	3,460	0.8
			自 動 車 重 量 税	7,218	1.7
			関 税	8,150	1.9
			と ん 税	90	0.0
			特 別 と ん 税	113	0.0
			印 紙 収 入	10,570	2.4
			間接税等計	189,602	43.9
			合 計	432,309	100.0

(注)

1 総額43兆2,309億円のうち、一般会計分は40兆9,270億円、特別会計分は2兆3,039億円となっています。

2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人特別税	1兆5,657億円
たばこ特別税	1,262
地方揮発油税	2,818
石油ガス税の一部	120
航空機燃料税の一部	131
自動車重量税の一部	2,938
特別トン税	113

3 直接税と間接税等の比率

平成23年度の予算額における直接税と間接税等の比率（いわゆる「直間比率」）は、上の2の表でみるように56.1：43.9ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成 元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100	212,941	52.9	189,492	47.1
22（補正後）	417,093	100	228,580	54.8	188,513	45.2
23（予算）	432,309	100	242,707	56.1	189,602	43.9

(備考)

1 この表には、一般会計分のほか特別会計分及び専売納付金を含み、平成21年度までは決算額、22年度（補正後）及び23年度は予算額である。

2 直接税、間接税等の区分は、次による。

直接税 所得税（譲与税を含む。）、法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

3 地方法人特別税を除いた場合の平成23年度の計数は、次のとおりである。

23（予算）	416,652	100	227,050	54.5	189,602	45.5
--------	---------	-----	---------	------	---------	------

消費税の見直しを含む税制抜本改革の検討方向

昨年12月16日に閣議決定された平成23年度税制改正大綱においては、平成23年度においては消費税の税率引上げを含む抜本的な見直しは行われませんが、今後における消費税を含む税制抜本改革の検討方向が示されています。

平成23年度税制改正大綱（抄）

第1章 基本的な考え方

3 税制抜本改革に向けて

～社会保障と税制の一体改革～

社会保障は、財政の最大支出項目であり、更なる高齢化により今後も歳出の増大が見込まれるとともに、極めて重要な成長分野です。同時に、信頼できる社会保障制度が確立されることで、国民は安心して消費を拡大することが可能となります。

このような観点から、社会保障改革とその財源確保について、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行うことが不可欠であり、そのため、本年10月28日に、「政府・与党社会保障改革検討本部」が設置されました。

12月10日に本部決定され、同14日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」では、今後の社会保障改革について、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」に示された内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた行程表とあわせ、平成23年度半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定されました。

今後、税制調査会では、この決定を踏まえた政府・与党内の検討と緊密に連携しながら、早急に税制抜本改革の具体的な内容について検討を行ってまいります。

消費税を含む抜本改革に政府は一刻も早く着手すべきである。』

『社会保障の安定・強化を目的に消費税の引き上げを提起する場合には、国民の理解と納得を得るためにも、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上も、会計上も明確にする。その際の「社会保障」とする給付費の範囲は、まずは高齢者3経費を基本としつつ、現役世代のセーフティネットの安定・強化についてどこまで対象とすることが適当か、検討を行っていく。将来的には「社会保障」全体について安定財源を確保することにより、制度の一層の安定・強化につなげていく。また消費税率が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお「逆進性対策」が必要となった場合には、制度が複雑となり、また政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡素で、透明性の高い「還付制度」を優先的に検討する。』

(2) 地方消費税

地方消費税は、偏在性が少なく税収が安定的で、經常的なサービスをあまねく提供する地方自治体の基幹税として適切な税です。

地方消費税のあり方については、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」(平成22年12月10日)において示された以下の内容などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

5 消費課税

(1) 消費税

消費税のあり方については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」(平成22年12月6日)で指摘された以下の基本的な考え方などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的な内容について、早急に検討を行ってまいります。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化にも着手してまいります。

『社会保障の財源は、税制全体で「所得・消費・資産」のバランスのとれた改革を行う中で確保していく。社会保障全体の財源は税制全体で確保していくが、その中でも「国民全体で広く薄く負担する」「安定した税収」という特徴を有する消費税は非常に重要である。「公平・透明・納得」の税制を築き、社会全体が支え合う新しいモデルを構築していくためには、およそ所得税改革だけでなし得るものではなく、

『国民一人ひとりに包括的な支援をおこなうという社会保障の考え方からすれば、国民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要である。すべての自治体で、住民の参加と自立を支えることが、地域の自立につながる。また、国民自らが関与する分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。したがって、社会保障改革を支える税制改革のためには、国とともに制度を支えている地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標でなければならない。』

地方自治体もまた、安定的な公共サービスの供給をとおして地域の経済活力を高め、雇用を拡大することに責任を負わねばならない。そして、地方自治体のそのような努力を支えるためにも、税源の偏在性が少なく、安定的な税財源を確保することが必要である。また、地方が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスに関しては、独自に財源が確保できるように地方自治体の課税自主権の拡大・発揮についても検討されるべきである。』

東日本大震災に伴う 税制上の措置

3月11日に発生しました東日本大震災に伴う税制上の措置が、次のように国税庁から示されています。

なお、この震災の被災者を支援するための新たな税制上の特例措置が、検討されています。

1 多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長措置について

- (1) 今般の地震により多大な被害を受けられた地域の納税者に対し、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限が延長されました。

この地域は、3月15日の官報による告示で、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県とされています。

- (2) (1)の地域に納税地を有する納税者につきましては、今般の地震がおきました3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることになります。

- (3) この申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととされています。

2 交通手段や通信手段の遮断又はライフラインの遮断などによる申告・納付等の期限延長について

今般の地震の被害状況に鑑み、1の(1)の地域以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、今般の地震の影響により、以下のような事情が発生し、申告・納付等ができない方につきましては、申告・納付等の期限延長が認められます。

この措置を受けようとする方は、状況が落ち着いた後、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載して、税務署に提出することになりますが、不明な点などは税務署に相談してください。

- (1) 今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたことにより申告等を行うことが困難
- (2) 行方不明者の搜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難
- (3) 交通手段・通信手段の遮断や停電（計画停電を含む）などのライフラインの遮断により納税者又は関与税理士が申告等を行うことが困難
- (4) 地震の影響による、①納税者から預かった帳簿書類の滅失又は②申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、税理士が関与先納税者の申告等を行うことが困難
- (5) 税務署における業務制限（計画停電を含む）により相談等を受けられないことから申告等を行うことが困難

なお、これらの事情に該当しない場合であっても、今般発生した地震の影響により申告・納付等ができない方も、所轄税務署に相談してください。

3 被災地等に対する義援金等を寄附した場合の税務上の取扱い

(1) 個人の場合

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば、所得税の寄附金控除の対象になり、次の算式で計算した金額が所得金額から控除されます。

[その年に支出した特定寄附金の額の合計額] -

2,000円 = 寄附金控除額

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 法人の場合

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(国等に対する寄附金)、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

- (3) (1)及び(2)の「特定寄附金」、「国又は地方公共団体に対する寄附金」、「指定寄附金」には、次の義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等

- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの

- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等

- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等

- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

(注) 具体的な取扱いについては税務署に照会してください。

このたびの東日本大震災により被災された方々に対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

全国間税会総連合会会長	大谷 信義
東京国税局間税会連合会会長	片岡 直公
関東信越間税会連合会会長	関亦 数斗
大阪国税局間税協力会連合会会長	川上 徹也
北海道間税会連合会会長	高橋 則行
仙台国税局間税会連合会会長	本郷 俊雄
東海間税会連合会会長	安藤 重良
北陸間税会連合会会長	中島 秀雄
広島国税局間税会連合会会長	高橋 正
四国間税会連合会会長	久米房之助
福岡国税局間税会連合会会長	中川原 潔
南九州間税会連合会会長	高柳 隆一
沖縄間税会連合会会長	名幸 諄子

第11回 モデル会の活動方針等

モデル会制度は、平成2年に、「組織改革を促進するとともに、組織の拡大を図るため、その推進力としてのモデル会を指定し、組織の拡大策、会活動の情報を交換し、他の間税会の組織の改革・拡大、会活動の資に供する」ことを目的として設けられた制度であり、モデル会は、各局間連会長からの推薦に基づき、全間連会長が指定することとし、指定期間は2年とされています。

このモデル会について、昨年10月7日に高松市で開催された第37回通常総会において、北沢（東京）、三条（関東信越）、札幌中（北海道）、白河（仙台）、松阪（東海）、三国（北陸）、松江（広島）、伊予西条（四国）、武雄（福岡）、熊本東（南九州）の10間税会が、第11回のモデル会に指定されました。

モデル会の役割は、他の間税会の模範となるような形で、組織の拡大・強化や会活動の活性化などに取り組み、他の間税会の参考とするため、それらの情報を提供することにあります。

この第11回のモデル会は、各会長が、去る2月18日に、全間連事務局に集まり、各会の現状と活動方針などの発表を行うとともに、同席した全間連の専門委員長（総務・財務・会務運営・広報及び税制の各委員長）を交え、活発な意見交換を行いました。

各モデル会は、他のモデル会の活動方針や意見交換の内容などをも参考にして、2年間のモデル会活動に取り組むこととなりますが、この日発表された各会の活動方針などを参考までに紹介させていただきます。

●北沢間税会●

会長 関口 雅章

1 組織状況

区分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会費
会員数	187	180	221	224	223	230	最高20,000円 最低4,000円 平均6,000円

2 組織拡大への取組み方

平成18年度に続き、モデル会の指定を受け、これを飛躍の機会としてとらえ、会員増強及び会活動の活性化を図ることを役員一同確認する。組織担当副会長が実行委員長となり、特別チームを編成し、モデル会にふさわしい事業を遂行するため、次の取組みを行うこととした。

- (1) 会員増強の目標の設定（+40人社）…270人社
- (2) 役割分担

会長及び実行委員長は、優申会や他の税務関係団体へ加入勧奨への協力を要請する。

役員は、1人で2人社の加入勧奨活動を行う。

(3) 具体的な勧奨活動

クリアーファイル・会報・かわら版・入会申込書・間税会のしおりを持参し、各会の事務局を訪問し、会長及び事務局長へ加入勧奨への協力を要請する。推進月間を11月～3月とし、重点的に活動する。

3 従来から実施している主な事業活動

(1) 間税会の見える化

会員や地域の皆様に「間税会」の活動が見えるようにすることにより、「間税会」の認知と理解を深め、会の活性化と組織増強、ポジッションの向上を目指す。

「公開講演会」・会報の刷新・「北沢かわら版」の発行・ホームページを充実する。

(2) 楽しい事業を行うこと

会の事業は参加して「楽しい」ことが大事であり、機会ある毎に各種イベントやアトラクション、講演会を併わせて開催する。参加して「良かった」「楽しかった」「勉強になった」「役に立った」と言ってもらえる事業を行う。

「公開講演会」の開催・「親睦ゴルフ会」・「落語・

全間連第38回通常総会北海道大会

平成23年9月26日（月）函館で開催！

全間連 第37回通常総会 北沢間税会



（写真は昨年の四国大会より）

北海道間税会連合会
会長 高橋 則行

現代の文化を支える製紙技術

創業90有余年の歴史と伝統

- 兼六ボール ●クラフトボール ●チップボール ●黄板紙
- 色ボール ●紙管原紙 ●各種紙器用板紙 ●各種貼合加工品



加賀製紙株式会社

代表取締役社長 中島 秀雄

〒921-8054 金沢市西金沢1丁目111番地
TEL (代) 076(241)1151・(営業直通) 076(241)1155・FAX 076(241)0239

A black and white photograph of a man in a dark suit, white shirt, and patterned tie. He is standing next to a large, elaborate floral arrangement that includes lilies and various smaller flowers. The background is dark and out of focus.



行い、期限内納税（滞納ゼロ運動）を推進する。

5 その他特記事項

平成22年度版の「会員増強の取組(三条間税会)」を作成し、前年度に引き続き、会員増強を目標としながら、税の啓発活動に取り組んでいるが、会の安定的な成長を図るため、前年度を振り返りながら、今年度の活動イメージを、役員一同が共有して進めている。

●札幌中間税会●

会長 戸澤 亨

1 組織状況

区 分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会 費
会員数	140	131	129	124	140	151	一律 6,000円

2 組織拡大への取組み方

- (1) 税理士本人への加入の働きかけを行うと共に、税理士会を通じた顧問先への加入の働きかけを行う。
- (2) 法人会等を通じた間税会のPRと加入勧奨を行う。
- (3) 各種会議等において、役員全員が増強運動への積極的な取組みを行うよう要請するとともに、交流会等において加入勧奨を行う。

3 従来から実施している主な事業活動

- (1) 税務研修会等の実施（総会の前に税務署担当官による税務研修会を実施）
- (2) 講演会の実施（「税を考える週間」に国税局消費税課長による講演会を実施）



税務研修会

- (3) 交流会等の実施（新春懇談会、ビアパーティー、税務署定期異動後の署幹部との懇談会）
- (4) 広報紙の発行
- (5) e-Tax利用拡大への積極的な取組み（各種会合等で利用拡大への周知、呼びかけを行うほか、会員に対し会長名文書（「e-Tax利用方」について）による呼びかけを実施する。）

4 今後における事業活動を中心とした会活動

上記3に記載の事業活動等を今後とも継続して行うとともに、これらの行事に加え、小中学生に対する「税の標語」募集の働きかけを推進していく。

「明るく楽しい雰囲気のある会活動」を根底に、各種事業等を実施していくことが大切と考えている。

●白河間税会●

会長 小櫻 輝

1 組織状況

区 分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会 費
会員数	70	74	125	175	177	182	最高50,000円 最低 5,000円 平均 6,400円

2 組織拡大への取組み方

- (1) 新規会員加入勧奨促進月間を年4回設定

- ① 第一次 6月中
- ② 第二次 9月中
- ③ 第三次 11月中
- ④ 第四次 2月中

- (2) 役員に対する新規会員獲得目標の設定

現役員50人が、各役員1人社以上（情報提供を含む）の新規会員を獲得する。

情報提供があった場合は、事務局が加入勧奨に当たる。

- (3) 一般会員に対する新規会員紹介依頼

一般会員117人社に対し、紹介依頼目標を20人社と想定している。

- (4) 新規会員獲得功労者表彰の実施

- ① 10人社以上 「仙台局間税会連合会会長賞」
- ② 6人社～9人社 「福島県間税会連合会会長賞」
- ③ 3人社～5人社 「白河間税会会長賞」

3 従来から実施している主な事業活動

- (1) 税制及び執行に関する提言活動

「消費税等に関するアンケート調査」への協力

- (2) e-Taxの周知・利用促進

- ① e-Tax広報看板の設置（23年1月完成）
- ② 役員の率先利用
- ③ 会員及び従業員・取引先への利用勧奨
- ④ 広報を通じた周知・利用促進活動

- (3) 消費税等に関する啓発・広報

- ① 消費税等に関する各種広報・情報提供の実施
- ② 「税を考える週間」関連行事の実施
- ③ 「世界の消費税」クリアファイルの有効活用
- ④ 「税の標語」の募集

- (4) 講演会の実施



青年部広報講演会

白河間税会の認知度の向上と青年部の充実を図るため、白河地域各商工会議所等の青年部へ働きかけて、平成22年11月12日(金)に、早稲田大学准教授 太田 章氏(オリンピック銀メダリスト)を講師として講演会を行い、青年層約100名が聴講した。

4 今後における事業活動を中心とした会活動

税務行政に積極的に協力することを基本理念として、税知識の周知・徹底と白河地区における白河間税会の知名度の向上を図るため、街頭広報などの各種事業を展開するとともに、税制及び執行に関する提言活動を強力に進める。さらに、モデル会指定を好機と捉えて、年度当初より計画的に各種事業を実施し、組織の拡大強化に努め、会の活性化と発展を期する。

● 松阪間税会 ●

会長 黄瀬 稔

1 組織状況

区 分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会 費
会員数	401	383	357	344	330	330	最高100,000円 最低 1,000円 平均 3,000円



確定申告期の街頭広報

2 組織拡大への取り組み方

次の活動に重点的に取り組むこととしている。

- (1) 「消費税の会 松阪間税会」の名前と活動を地域にアピール

キャッチフレーズ「消費税 活かすみんなの 間税会」ののぼりを作成し、あらゆる事業活動の場に掲げる。

- (2) 会員増強目標500会員以上(事業者に限らない)組織的に戦略を練り、展開中である。
- (3) 青年部・女性部の組織強化
各部を100人体制にし、役員代表を本会の役員に登用する。
- (4) 税金クイズの実施
各種イベントで広く実施する。
- (5) e-Taxの周知・利用促進活動
会員事業所の経営者と従業員個人に対する利用促進活動とともに、広く一般社会向けに駅前等におけ

る広報活動を行う。

- (6) 今後における消費税のあるべき姿を考える研修会を実施

各同業者組合や商店街での会合などの場を利用して実施する。

- (7) 各種イベントに積極的に参加・地域社会貢献運動
いろいろの機会をとらえて、消費税を考える会「松阪間税会」のアピールを行う。

- (8) 消費税期限内完納運動の展開(懸垂幕の掲示)

「税を考える週間」・「確定申告期間」用の2種類の懸垂幕を事務局前に掲揚する。

- (9) インターネットホームページの充実

- (10) 「世界の消費税」クリアファイルの効果的活用と「税の標語」の募集等、地域の児童生徒にクリアファイルを贈呈すると同時に「税の標語」を募集し、また、クリアファイルを三重県地域教育事務所や管内校長会を通じ、各学校へ寄贈(約9,000部)した。

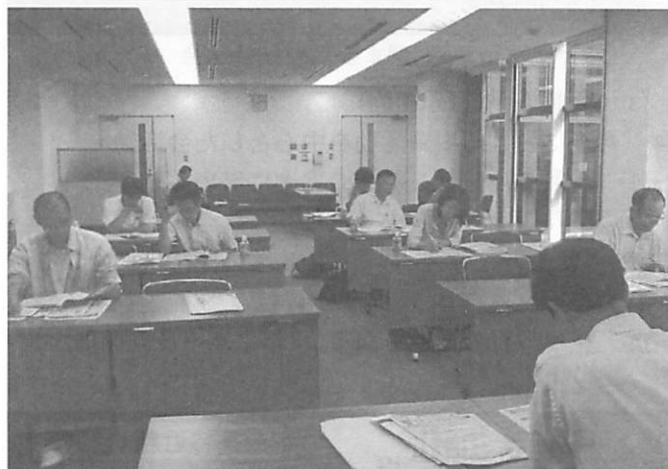
「税の標語」は、年間3,000点以上の応募があり、優秀者には松阪税務署長表彰を始め、三重県間税会連合会長表彰や松阪間税会長表彰を、「税を考える週間」中の行事として実施した。

● 三国間税会 ●

会長 出口 隆弘

1 組織状況

区 分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会 費
会員数	126	193	206	204	206	204	一律 2,000円



税務研修会

2 組織拡大への取り組み方

従来通り、法人への呼びかけの他、個人に対する呼びかけを心がける。

3 従来から実施している主な事業活動

e-Taxの周知・利用促進活動と税に対する啓発活動に積極的に取り組んでいる。

4 今後における事業活動を中心とした会活動

会員増強を会活動の最重要課題とし、e-Taxの利用促進活動にも重点的に取り組む。

来年の第39回全間連総会の北陸開催に向けて、積極的に協力する。

● 松江間税会 ● 会長 大谷 厚郎

1 組織状況

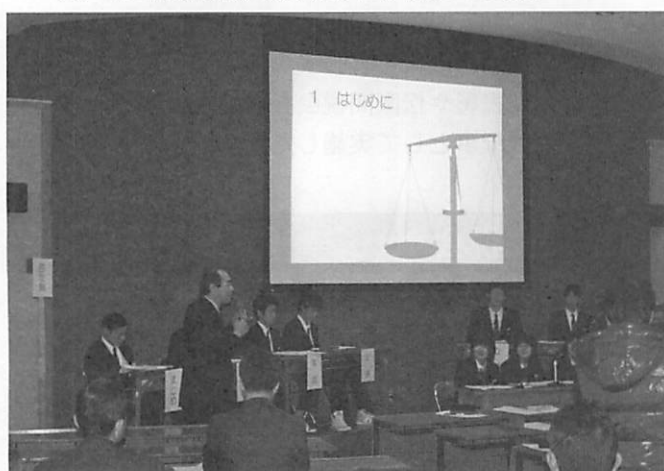
区 分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会 費
会員数	241	229	213	201	252	244	一律 3,000円

2 組織拡大への取組み方

- (1) 間税会の働きかけで行った中学校等の租税教室やディベート大会を、メディアに取り上げてもらうことを通じて間税会を地域にアピールし、この知名度の向上が会員増につながった。
- (2) 税務署のアドバイスも受けながら、未加入の企業等へ積極的な加入勧奨を行い、成果を挙げた。

3 従来から実施している主な事業活動

- (1) 主に中学生を対象に、年4～5回租税教室の開催
- (2) 消費税に関するディベート大会を開催（平成21年度・22年度は松江市開星中学校にて実施）



消費税に関するディベート大会

- (3) 会報の発行(年1回)

4 今後における事業活動を中心とした会活動

- (1) 会員の増強及び組織の拡大に努める。
- (2) e-Tax利用の推進を行う。
- (3) 「税を考える週間」等、税務署の諸行事に対する協力を行う。
- (4) 租税教育の推進を図る。(年に4～5回開催)

● 伊予西条間税会 ● 会長 近藤 章

1 組織状況

区 分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会 費
会員数	1,489	1,473	1,206	1,207	1,238	1,288	最高15,000円 最低 500円 平均 850円

2 組織拡大への取組み方

会長が中心となって、地域の方々へ直接、加入をお願いしている。会議などでいくら会員増強と叫んでも、会長が率先して行動しなくてはだめである。

平成6年に45名の会員数の会を引き継いで、平成22年11月に1,300名の組織となった。



e-Tax周知用看板

会費も多くの方々に参加しやすい500円(1口)として、厳しい状況の中で頑張っている。

3 従来から実施している主な事業活動

(1) 講演会

著名人を招いて、広く一般に公開した講演会を開催してきている。この講演会のおかげで、地域における間税会の知名度は高い。

年 月 日	講 師	講 演 内 容	経 歴 等
平成15.6.14	古岡 勝	幻の諜報隊秘史	全間連会長(元陸軍大尉)
平成15.11.8	田口 信教	金メダルへの道	ミュンヘンオリンピック 金メダリスト
平成16.6.19	稲尾 和久	私の野球人生	元西鉄ライオンズ投手
平成17.5.15	大武健一郎	21世紀の日本の国家戦略と税制税務行政	国税庁長官
平成18.6.25	八木 康夫	戦艦大和語り部	—
平成19.6.24	城 武夫	真珠湾攻撃を語る	—
平成20.6.22	板津 忠正	特攻の真実と平和	元特攻隊員 知覧特攻平和会館初代館長
平成21.6.21	伏屋 和彦	税務行政に携わって	元国税庁長官・内閣官房副長官・会計検査院長
平成22.6.20	野志 克仁	もぎたてテレビと私	南海放送アナウンサー 愛媛県松山市長

- (2) e-Taxの周知と利用推進に努めた。

- (3) e-Tax推進のため、カードリーダーライターを間税会で購入し、無料貸出をした。

- (4) ジョイセフ(ユニセフ的なボランティア団体)に協力してきている。

- (5) 税務署との協調の下に、租税、特に相続税・贈与税の説明会を開催した。(相続税・贈与税の研修が一番人気がある。)

4 今後における事業活動を中心とした会活動

- (1) 3の行事を継続して行うが、年間を通して「税を考える週間」として税の啓発活動に取り組む。
- (2) e-Taxと県・市のeLTAXをドッキングして、地方行政にも協力している。これらの周知用の大看板を5ヶ所、行政のロビーに設置している。

(3) 講演会も益々地域密着型となり、参加者も500名～1,000名と定着している。

(4) 今後も、これらの事業を力強く続けていくが、少ない経費で最大の効果をあげるようにしたい。

5 その他特記事項

今後とも、全間連の進める事業等には積極的に取り組むが、何をさておいても行動あるのみの信念を貫ぬく。

● 武雄間税会 ●

会長 下平 明美

1 組織状況

区 分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会 費
会員数	331	301	300	296	297	268	一律 6,000円



2 組織拡大への取組み方

各役員に1人社以上の会員増強をお願いし、税理士会に対しても協力方を依頼している。

モデル会になったのを契機として、更に組織拡大に取り組んでいきたい。

3 従来から実施している主な事業活動

(1) 「税の標語」の募集は、武雄市内5中学校にお願いし約500件の応募がある。

(2) 間税会の青年部は、法人会の青年部と共同で、租税教室を開催している。

(3) 会報を継続して発行している。

4 今後における事業活動を中心とした会活動

(1) 中学生の「税の標語」は、現在、武雄市内5校のみで行っているが、武雄税務署管内3市4町にある中学20校を対象とするようにしたい。

(2) 会報（かわら版）の発行など、広報活動の充実を図っていきたい。

5 その他特記事項

公営事業部会の活動として、これまでは会独自で消費税の研修会を実施してきた。しかし、佐賀県連においても、県下全体の消費税研修会を実施してきていることから、今後の公営事業部会活動のあり方について調整し、より充実した部会活動となるようにする。

● 熊本東間税会 ●

会長 青木 祐心

1 組織状況

区 分	18.4	19.4	20.4	21.4	22.4	22.10	会 費
会員数	113	102	94	100	139	162	一律 3,000円

2 組織拡大への取組み方

(1) わかりやすい入会案内を作成し、会員は常に入会案内を持ち歩き、知人等に対し入会を勧奨するよう努めている。また、会員に連絡文書等を送付する際には、必ず入会案内を同封している。

(2) 会費を一律3,000円とするとともに、従来の青年部・女性部の会費は徴収しないこととし、青年部・女性部に入りやすくした。

3 従来から実施している主な事業活動

(1) 間税会と納貯連と共同で年3回、税務署から講師を派遣してもらい、研修会を開催している。

(2) 「税を考える週間」行事の一環として、税務関係団体が共同で「税の作文・ポスター・税の標語」を募集している。

(3) 通常総会の際に、税務署の協力の下に研修会を開催している。

(4) 福岡局間連の小倉と南九州間連内の中津・阿蘇・当会の4間税会で、年1回交流会を開催し、それぞれの会の活動状況の発表と意見交換を行っている。



小倉・中津・阿蘇・熊本東交流会

(5) 会報「アタックス」を年4回発行し、税務情報等を掲載している。

4 今後における事業活動を中心とした会活動

(1) 昨年初めて実施した「税を考える週間における市民講座」を本年も開催し、広く市民の方々を対象にして、間税会のPRと消費税についての啓発活動を行う。

(2) 会報「アタックス」の中身をさらに充実していく。

(3) 会員の拡大に全会員が一丸となって取組み、200名の会員を目指す。

5 その他特記事項

チャリティーゴルフ大会(参加者約100名)を開催し、チャリティー金をいろいろの災害に見舞われている宮崎県に寄贈した。

「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、平成22年度は18回目になりました。

平成22年度におきましては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、全国から121,968点（昨年度：83,096点）にのぼる多数の応募がありました。

「税の標語」の募集は、今では「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会にとって租税教育及び税の啓発活動の観点から、主要な事業になってきています。

この募集活動をさらに進めるために、「税の標語」を300点以上応募した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることとなっているのですが、平成22年度におきましては、77の間税会に支給がなされました。

○「税の標語」局間連別の応募状況

区 分	平成22年		平成21年	
	応募数	構成比	応募数	構成比
東 京	64,985	53.3%	46,029	55.4%
関 東 信 越	13,646	11.2%	11,455	13.8%
大 阪	0	0.0%	0	0.0%
北 海 道	1,836	1.5%	1,446	1.7%
仙 台	3,298	2.7%	3,592	4.3%
東 海	24,342	20.0%	10,922	13.1%
北 陸	519	0.4%	1,324	1.6%
広 島	3,112	2.6%	2,126	2.6%
四 国	2,045	1.7%	2,118	2.5%
福 岡	3,309	2.7%	2,350	2.8%
南 九 州	4,517	3.7%	1,430	1.7%
沖 縄	138	0.1%	0	0.0%
業 種	0	0.0%	8	0.0%
ネ ッ ト 他	221	0.2%	296	0.4%
計	121,968	100.0%	83,096	100.0%

○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	木更津	6,232	関東信越	大 宮	2,053
"	立 川	6,117	"	藤 岡	1,553
"	船 橋	5,110	"	上 田	1,271
"	松 戸	5,085	"	浦 和	710
"	甲 府	4,491	"	越 谷	425
"	町 田	3,181	北海道	根 室	643
"	東 金	2,817	"	函 館	641
"	茂 原	2,704	仙 台	仙台南	2,235
"	葛 飾	2,633	"	須賀川	428
"	相模原	2,240	"	安 達	312
"	荒 川	2,213	東 海	松 阪	3,072
"	横浜南	2,020	"	鈴 鹿	2,602
"	練馬西	2,019	"	静 岡	2,123
"	神奈川	1,361	"	大 垣	2,095
"	大 和	1,218	"	津	2,086
"	日 野	1,214	"	沼 津	1,636
"	本 所	1,200	"	津 島	1,421
"	中 野	1,158	"	浜松西	1,258
"	佐 原	1,040	"	伊 勢	1,250
"	渋谷	935	"	藤 枝	1,184
"	北 沢	913	"	岐阜北	1,087
"	緑	882	"	桑 名	1,031
"	玉 川	868	"	伊豆下田	922
"	戸 塚	745	"	尾張瀬戸	539
"	川崎南	717	"	東三河	392
"	鎌 倉	609	"	新 城	304
"	東村山	575	北 陸	福 井	497
"	本 郷	509	広 島	広島東	1,795
"	横浜中	488	"	広島南	300
"	江東東	375	四 国	伊予西条	1,009
"	芝	365	"	阿波麻植	686
"	京 橋	353	福 岡	小 倉	1,364
"	麹 町	349	"	飯 塚	911
"	江東西	315	"	武 雄	458
"	練馬東	313	"	田 川	310
"	小田原	308	南九州	菊 池	2,020
"	武蔵府中	307	"	白 杵	2,007
関東信越	高 田	4,838	"	玉 名	312
"	新 津	2,690			

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

応募数	300 ～ 1,000点未満	2万円
	1,000 ～ 2,000	4
	2,000点以上	6

「税の標語」募集

平成23年度の「税の標語」を募集します。

◆内 容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆募集要領

○対 象 者 会員、非会員を問いません。

○応募方法 「郵便」、「FAX」又は「全間連インターネットホームページ」により、住所、氏名、電話番号、会員の場合には所属間税会名を書いて応募してください。「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

○募集期限 平成23年9月10日(土)

○応 募 先 全国間税会総連合会事務局
〒105-0003

東京都港区西新橋3-23-6 白川ビル
FAX 03-3437-0301

ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>

◆入賞作品

最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、入選作品185点、合計200点を入賞作品とし、入賞者には賞状と記念品を贈呈します。

◆「税の標語」の募集には、一般財団法人蔵財務協会の後援を受けています。

◆応募用紙記載例（郵便はがき）

「税の標語」

- ① 長寿国 日本を支える 消費税
 - ② ありがとう くらしに生きる 消費税
- 住 所
氏 名
電話番号
所属間税会 局間連
単位間税会

◆◆広報活動の現状等について◆◆



1 はじめに

福岡局間連では、3つの委員会組織（組織・会務運営・税制）があり、そのうち私は会務運営委員会に属しており、広報関係は、会務運営委員会が担当しています。

そこで、①広報関係のうち、税の標語の募集、会報・間税会ニュースの発行と、②西福岡間税会青年・女性部（平成8.5.17結成）の最近における活動状況、及び③ブロック間税会連絡協議会の実情等について報告させていただきます。

2 「税の標語」の募集

「税の標語」は、標語の応募を通じて税知識の啓発・向上、間税会の広報に役立つことから、全国的な取り組みに呼応して、福岡局間連では、傘下31間税会に対し、広く会員・会員家族ばかりでなく、中学校にも働きかけて、できるだけ多くの応募をしていただくようお願いをしています。

《税の標語の応募状況》

	一般会員	学校関係	計	応募のあった間税会
21年度	412	1,938	2,350	16間税会
22年度	344	2,965	3,309	18間税会

平成22年度の応募点数は、前年度を上回ったとはいえ、応募のなかった間税会も多くあり、本年度は学校関係者に積極的に働きかけることなどを通じて、より一層の増加を目指すよう考えています。

3 間税会ニュースの発行（過去6回の発行実績）

福岡局間連では、会員に身近な情報を提供して、税知識や社会常識を身につけて、少しでも家庭・社会生活に役立つように、間税会ニュースを年3回（5月・9月・1月）発行しています。

最近2年間の間税会ニュースの主な内容は次のとおりです。

発行年月日	号数	内 容
23.1.1	30号	カタカナ語の解説
22.9.1	29号	私たちの税金（租税）について（22年度）
22.5.1	特集号	組織の拡大（増強）について ※間税会役員用
22.1.1	28号	税金について考えよう（税一般）
21.9.1	27号	私たちの税金（租税）について（21年度）
21.5.1	26号	消費税について考えよう

4 西福岡間税会青年・女性部（青年14名・女性26名計40名）の活動状況

青年・女性部の部員の増強を図ることは、本会の活性化につながることから、組織の拡大強化に力を入れてきており、徐々にではありますが部員は増えてきています。部員の増強については、特に有効な施策があるわけでは

ありませんが、①唯一確実と思われるのは、役員はもちろんのこと部員一人ひとりが、積極的に部員拡大に取り組む姿勢が何よりも大切であり、②それと呼応して、必要なのが研修会等を含む魅力ある事業活動を活発化することです。

実務面ではなかなか難しく、これといった処方箋は見つかりませんが、とにかく活発な事業活動を通じて多数の参加者を募ることです。最近では、①21年夏 博多湾・ナイトクルージング（参加者53名）と②22年度 太刀洗平和記念館・バスツアー（参加者41名）を行いました。参加者も多く大変好評でしたので、今後もこのような活動を続けていきたいと思っています。



また、元気に活動している他の間税会の青年・女性部との交流を行なって、元気の源を学び、当会の青年・女性部の活動に反映させることを通じて、きらりと光る青年・女性部の姿を、地域の方々に広くアピールできればと思っています。

5 ブロック間税会連絡協議会について

福岡局間連は、県連組織を設けていないので、これに代わる具体的・効果的な組織として、3県内にある31間税会を6つのブロックに編成し、ブロック毎に毎年9～10月に間税会持ち回りで会議を開き、①各間税会の抱えている問題点・あい路・改善すべき事項、②組織の拡大や事業活動の推進策等、③会務運営の円滑化・充実強化の方策等について検討協議し、その結果を各会の運営等に活かしてきています。

実施に際しては開催間税会所轄の署長や関係統括官に出席していただき、いろいろと支援や指導を受けてきています。



常任理事会開催される

去る1月24日(月)開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。
主な議事内容は、次のとおりです。

1 共通関係

- (1) 平成22年度納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会の次第が、了承されました。
- (2) 平成23年全間連会議・行事計画・今年の課題が提案どおり了承されました。
この議事の中で、全間連第38回通常総会は、北海道間連の担当で、9月26日(月)函館市 ホテル函館ロイヤルにおいて開催することが確認されました。
また、第39回通常総会は、北陸間連の担当で、福井市において行うこととされました。
- (3) 平成22年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について要請があり、了承されました。
- (4) 平成22年分の活性化等推進費(「税の標語」の募集関係)の支給対象等について説明があり、了承されました。
- (5) e-Taxの利用促進について説明があり、了承されました。

2 広報関係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルは、世界の消費税(付加価値税)の状況を周知し、さらに間税会をアピールするためにも大変効果的なので、本年も昨年(昨年の作成枚数:72万枚)以上に積極的な作成と効果的な活用に取り組むこととされました。
この活用に関連して、各間税会がそれぞれの地域にアピールするためには、間税会名をクリアファイルに表示するのが効果的なので、できるだけ名入れ印刷(印刷代は一律5,250円)を活用されたいとの説明があった。
なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、全間連から各局間連への送付は8月下旬ないしは9月上旬を目途とすることとされました。
- (2) 本年度も全間連の主要行事の一つとして、「税の標語」の募集と活用に取り組むこととされました。

納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会開催される

平成23年1月24日(月)東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会が開催されました。

祝賀会では、叙勲受章者1名、褒章受章者2名、財務大臣表彰受章者8名、国税庁長官表彰受章者9名、国税局長表彰受章者28名、合計48名の方々に、大谷信義会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席していただいた五十嵐文彦財務副大臣からごあいさつをいただいた後、石坂匡身(財)大蔵財務協会理事長の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々と交え、全国から参集した約300名の会員の間で、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

税功労表彰受彰祝賀会



3 税制関係

- (1) 平成23年度税制改正大綱の内容について説明があり、了承されました。
また、平成23年度においては、消費税の見直しは行われないが、今後における消費税の検討方向が示されているとの説明がありました。
なお、税制改正(案)の概要は2ページに掲載してありますので、参照してください。
- (2) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、平成24年度の税制改正等に向けての検討日程などの説明があり、了承されました。
- (3) 消費税等に関するアンケート調査について、平成24年度の税制・執行に関する提言活動の一環として、前年度に引き続き実施することとされました。
なお、アンケート調査の回収率は全国平均で53.4%(前年度:51.8%)と低調なので、各局間連とも60%以上となるように努めてほしいとの強い要請があり、了承されました。

全間連の主な動き (23.1.11~5.10)

1月11日(火)	幹事会	事務局
1月24日(月)	税制委員会、正副会長会議、常任理事会、納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会	東京
2月17日(木)	女性部役員会・国税庁幹部との意見交換会	東京
2月18日(金)	第11回モデル会会長会同	事務局
4月5日(火)	幹事会	事務局
5月10日(火)	広報委員会	事務局

第38回通常総会(函館大会)のご案内

北海道間税会連合会 会長 高橋 則行

全間連第38回通常総会は、北海道間税会連合会の担当により、下記日程で開催いたします。

当連合会では、北の大地・北海道の特色を活かし、皆様方楽しんでいただける大会となるよう鋭意準備を進めていますので、会員の皆様多数のご参加をお待ちしております。

記

1 開催日	平成23年9月26日(月)
2 会場	ホテル函館ロイヤル (函館市大森町6-9)
3 次第	正副会長会議 11:30~12:40 常任理事会 13:00~13:50 青年部総会 13:15~13:50 女性部総会 13:15~13:50 記念講演 14:00~15:15 (講師 旭山動物園前園長 小菅正夫氏) 通常総会 15:30~16:50 懇親会 17:10~18:40
4 エクスカーション	9月27日(火)~28日(水)